

○排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令  
(平成十三年環境省令第二十一号)

新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

		改 正			
		附 則		現 行	
		1 (略)	2 附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる業種その他の区分に属する工場又は事業場に係る排出水の汚染状態についての水質汚濁防止法(以下「法」という。)第三条第一項の排水基準は、この省令の施行の日から十五年間は、この省令による改正後の排水基準を定める省令(以下「改正後の省令」という。)第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。	3 (略)	1 (略)
製造するものであり、かつ、海域	うわ薬製造業(ほうろううわ薬を のに限る。)	物 (単位 ほ う 素 の 量) に 関 し て 、 一 リ ツ ト ル に つ き ミ リ グ ラ ム	ほう素及びその化合 物 (単位 ほ う 素 の 量) に 関 し て 、 一 リ ツ ト ル に つ き ミ リ グ ラ ム	電気めつき業(海域以外の公共用 水域に排出水を排出するものに限 る。)	業種その他の区分
		五〇	四〇	許容限度	許容限度
		附則別表	3 (略)	1 (略)	1 (略)
貴金属製造・再生業(海域以外の に限る。)	うわ薬製造業(ほうろううわ薬を のに限る。)	物 (単位 ほ う 素 の 量) に 関 し て 、 一 リ ツ ト ル に つ き ミ リ グ ラ ム	ほう素及びその化合 物 (単位 ほ う 素 の 量) に 関 し て 、 一 リ ツ ト ル に つ き ミ リ グ ラ ム	ほうろう鉄器製造業(海域以外の 公共用水域に排出水を排出するも のに限る。)	業種その他の区分
		五〇	五〇	許容限度	許容限度

貴金属製造・再生業（海域以外の公共用 水域に排出水を排出するものに限る。）	以外の公共用 水域に排出水を排出 するものに限る。）
下水道業（旅館業（温泉（温泉法 （昭和二十三年法律第百二十五号 ）第二条第一項に規定する温泉を いう。以下同じ。）を利用するも のに限る。）に属する特定事業場 （下水道法（昭和三十三年法律第 七十九号）第十二条の二第一項に 規定する特定事業場をいう。以下 「下水道法上の特定事業場」とい う。）から排出される水を受け入 れており、かつ、海域以外の公共 用 水域に排出水を排出するもので あつて、一定の条件に該当するも のに限る。）	下水道業（旅館業（温泉（温泉法 （昭和二十三年法律第百二十五号 ）第二条第一項に規定する温泉を いう。以下同じ。）を利用するも のに限る。）に属する特定事業場 （下水道法（昭和三十三年法律第 七十九号）第十二条の二第一項に 規定する特定事業場をいう。以下 「下水道法上の特定事業場」とい う。）から排出される水を受け入 れており、かつ、海域以外の公共 用 水域に排出水を排出するもので あつて、一定の条件に該当するも のに限る。）

一一〇 一〇〇

電気めつき業（海域以外の公共用 水域に排出水を排出するものに限 る。）	公共用 水域へ排出するものに限 る。）
下水道業（旅館業（温泉（温泉法 （昭和二十三年法律第百二十五号 ）第二条第一項に規定する温泉を いう。以下同じ。）を利用するも のに限る。）に属する特定事業場 （下水道法（昭和三十三年法律第 七十九号）第十二条の二第一項に 規定する特定事業場をいう。以下 「下水道法上の特定事業場」とい う。）から排出される水を受け入 れており、かつ、海域以外の公共 用 水域に排出水を排出するもので あつて、一定の条件に該当するも のに限る。）	下水道業（旅館業（温泉（温泉法 （昭和二十三年法律第百二十五号 ）第二条第一項に規定する温泉を いう。以下同じ。）を利用するも のに限る。）に属する特定事業場 （下水道法（昭和三十三年法律第 七十九号）第十二条の二第一項に 規定する特定事業場をいう。以下 「下水道法上の特定事業場」とい う。）から排出される水を受け入 れており、かつ、海域以外の公共 用 水域に排出水を排出するもので あつて、一定の条件に該当するも のに限る。）

一五〇 八〇

うわ薬製造業（うわ薬瓦の製造に 使用するうわ薬を製造するもので あり、かつ、海域以外の公共用 域に排出水を排出するものに限る 。）	一四〇
旅館業（温泉を利用するものに限 る。）	五〇〇

粘土かわら製造業（うわ薬かわら を製造するものであり、かつ、海 域以外の公共用域に排出水を排 出するものに限る。）	一〇〇
旅館業（温泉を利用するものに限 る。）	五〇〇

旅館業（温泉（自然に湧出しているものに限る。以下この欄において同じ。）を利用するものであつて同じ。）	電気めつき業（一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル未満であるものに限る。）	旅館業（温泉（自然に湧出しているもの（掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。）を用するものであつて一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。）	旅館業（水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和四十九年政令第三百六十三号。以下「改正政令」という。）の施行の際現に湧出していなかつた温泉を利用するものであつて、一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）
五〇	三〇		

旅館業（温泉（自然に湧出しているものに限る。以下この欄において同じ。）を利用するものであつて同じ。）	電気めつき業（一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル未満であるものに限る。）	旅館業（温泉（自然に湧出しているもの（掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。）を用するものであつて一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。）	旅館業（水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和四十九年政令第三百六十三号。以下「改正政令」という。）の施行の際現にゆう出していなかつた温泉を利用するものであつて、一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）
五〇	三〇		

備考	<p>アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 アンモニア) 下水道業 (下水道法施行令 (昭和三十四年政令第百四十七号) 第二十四条の二第一項第一号に定める特定公共下水道に係るものであり、かつ、モリブデン化合物製造業又はジルコニウム化合物製造業に属する下水道法上の特定事業場から排出される水を受け入れているものに限る。)</p> <p>性窒素に○・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量について、一リットルにつきミリグラム)</p>						<p>アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 アンモニア) 下水道業 (下水道法施行令 (昭和三十四年政令第百四十七号) 第二十四条の二第一項第一号に定める特定公共下水道に係るものであり、かつ、モリブデン化合物製造業又はジルコニウム化合物製造業に属する下水道法上の特定事業場から排出される水を受け入れているものに限る。)</p> <p>性窒素に○・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量について、一リットルにつきミリグラム)</p>				
	貴金属製造・再生業	モリブデン化合物製造業及びバナジウム化合物製造業	ジルコニウム化合物製造業	畜産農業	電気めつき業	酸化コバルト製造業	三〇〇〇	一七〇〇	七〇〇	三〇〇	一六〇

備考	<p>アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 アンモニア) 下水道業 (下水道法施行令 (昭和三十四年政令第百四十七号) 第二十四条の二第一項第一号に定める特定公共下水道に係るものであり、かつ、モリブデン化合物製造業又はジルコニウム化合物製造業に属する下水道法上の特定事業場から排出される水を受け入れているものに限る。)</p> <p>性窒素に○・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量について、一リットルにつきミリグラム)</p>						<p>アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 アンモニア) 下水道業 (下水道法施行令 (昭和三十四年政令第百四十七号) 第二十四条の二第一項第一号に定める特定公共下水道に係るものであり、かつ、モリブデン化合物製造業又はジルコニウム化合物製造業に属する下水道法上の特定事業場から排出される水を受け入れているものに限る。)</p> <p>性窒素に○・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量について、一リットルにつきミリグラム)</p>					
	貴金属製造・再生業	モリブデン化合物製造業及びバナジウム化合物製造業	ジルコニウム化合物製造業	畜産農業	電気めつき業	酸化コバルト製造業	三六〇〇	一八〇〇	一〇〇〇	九〇〇	四〇〇	二三〇

1 | 上欄に掲げる有害物質の種類ごとに中欄に掲げる業種その他の区分に属する特定事業場（法第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。）が同時に他の業種その他の区分にも属する場合において、改正後の省令別表第一又はこの表によりそれらの業種その他の区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特定事業場から排出される排出水の排水基準については、それらのうち、最大の許容限度のものを適用する。

2 | ほう素及びその化合物の項中下水道業において、「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が一〇を超えることをいう。

$$\Sigma C_i \cdot Q_i$$

Q

この式において、 $C_i$ 、 $Q_i$ 及び $Q$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

$C_i$  当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常の値（単位 ほう素の量に関する、一リットルにつきミリグラム）

$Q_i$  当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常の量（単位 一日につきメートル）

$Q$  当該下水道から排出される排出水の通常の量（単位 一日につき立方メートル）

1 | 上欄に掲げる有害物質の種類ごとに中欄に掲げる業種その他の区分に属する特定事業場（法第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。）が同時に他の業種その他の区分にも属する場合において、改正後の省令別表第一又はこの表によりそれらの業種その他の区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特定事業場から排出される排出水の排水基準については、それらのうち、最大の許容限度のものを適用する。

2 | ほう素及びその化合物の項中下水道業において、「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が一〇を超えることをいう。

$$\Sigma C_i \cdot Q_i$$

Q

この式において、 $C_i$ 、 $Q_i$ 及び $Q$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

$C_i$  当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常の値（単位 ほう素の量に関する、一リットルにつきミリグラム）

$Q_i$  当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常の量（単位 一日につきメートル）

$Q$  当該下水道から排出される排出水の通常の量（単位 一日につき立方メートル）